

件名	松前町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
主管課	福祉課
関係課	福祉課
改正対象	・松前町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成26年松前町条例第10号)
根拠法令等	・家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令 (平成31年厚生労働省令第49号)

制定(改正)理由

家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業(家庭的保育事業等)については、利用乳幼児に対する保育が適切かつ確実にに行われ、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、連携協力を行う保育所、幼稚園、認定こども園(連携施設)を適切に確保しなければならないとされているが、連携施設の確保が著しく困難であって、必要な支援を行うことができると市町村が認めるときは、平成27年4月1日から5年間(平成32年3月31日まで)は連携施設を確保しないことができることとされている。

平成30年4月1日時点では、家庭的保育事業者等のうち連携施設の要件を全て満たした事業者は約46%となっており、約半分は連携施設を確保できていない状況にある。

このような状況等を踏まえ「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針(地方分権対応方針)」(平成30年12月25日閣議決定)において、

①連携施設を確保しないことができる経過措置を延長する。

②卒園後の受け皿の設定については、企業主導型保育事業、又は地方自治体が運営費支援等を行っている認可外保育施設から確保できるようにするための方針を検討する。

とされ、省令改正が行われた。

また、保育所型事業所内保育事業については、①規模(定員20人以上)や保育士配置等の基準が認可保育所と同等であること、②3～5歳児を受け入れている事業所も存在すること等を踏まえ、省令改正において、満3歳以上の児童の受入れを行っている場合には、連携施設の確保を不要とされた。

更に、家庭的保育事業等における食事の提供については、原則当該事業所等内で調理する方法(自園調理)により行わなければならないとされているが、平成27年4月1日時点で自園調理を行っていない事業者も一定程度存在していたことから、平成27年4月1日から5年間(平成32年3月31日まで)は自園調理により行わなくてよいこととされている。

一方、家庭的保育者の居宅以外の場所で保育を提供する家庭的保育事業については、自園調理への移行は進んでいない状況にあることから、省令改正され、経過措置が延長された。

これらのことを踏まえ、所要の改正を行うもの。

制定(改正)の主な内容

- ・特例保育所型事業所内保育事業者を除く家庭的保育事業者等の連携施設に関する経過措置の期限を更に5年間延長すること(附則第3条)
- ・家庭的保育事業者等による卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保が著しく困難であると町長が認めるときは、当該施設の確保を不要とすること(第6条第4項)
- ・満3歳以上の児童を受け入れている保育所型事業所内保育事業所について、町長が適当と認めるものについては、卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保を不要とすること(第45条第2項)
- ・食事の提供の経過措置が適用されている事業者のうち、家庭的保育者の居宅以外で保育を提供している家庭的保育事業については、自園調理への移行に向けた努力義務を課しつつ自園調理の原則の適用を猶予する経過措置期間を10年とすること(附則第2条第2項)

施行日	公布の日
-----	------

【その他参考事項】

- ・町内に6月1日開園予定の小規模保育事業所があるが、今回改正の影響はない見込み。